

特定非営利活動法人サクラキッズ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人サクラキッズという。また、英文名を Sakura Kids という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県水戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害を持つ子どもたちが自らの特性を理解し、自信を持って成長できるよう、支援事業を通じて総合的な支援を行うことを目的とする。これにより、子どもたちが安全で安心できる環境の中で、自己の可能性を最大限に引き出し、豊かな生活を営むための力を育むことを目指す。また、その家族が子どもを誇りに思い、共に喜びと幸せを感じながら歩んでいけるよう支援し、親子・家族の絆を深めることを推進する。さらに、地域社会との連携を強化し、障害の有無にかかわらず、誰もが尊重され、愛されるインクルーシブな社会の実現に寄与する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 親及び家族のための安心する居場所と交流の場の提供事業
孤立しがちな親や家族が安心して集える場を提供し、共に支え合う仲間との交流機会を提供する事業。
- (2) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
児童福祉法に基づき、障害を持つ子どもに対して通所型の支援を行う事業。
- (3) 学習支援事業
障害を持つ子どもや課題のある子どもを対象に、学習支援を行う事業。

- (4) 地域と連携して社会全体で子どもを支える基盤を築く事業
地域社会と協力し、子どもが安心して成長できる環境を整備し、地域全体で子どもを支えるための基盤を築く事業。
- (5) グレーゾーンの子どもを救済する事業
発達や障害の有無が明確でない、いわゆる「グレーゾーン」の子どもに対して、適切な支援と環境を提供する事業。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上9人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長とする。また、副理事長を1人、常務理事を若干名置くことができる。

(選任等)

第14条 役員は、理事会において選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長及び常務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを

補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 解散し、清算事務を終えた後の残余財産の譲渡先を決定すること
- (5) 社員総会で議決をする必要があると理事会が決議した重要事項
- (6) その他運営に関する重要な事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した理事の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、必要に応じて Web 会議システム、電話会議等の電磁的手段を用いて開催することができる（以下、「リモート開催」という）。リモート開催における出席者の音声や映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に充分な議論を行うことができるという環境を確保するものとする。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び決算
- (2) 事業計画及び予算並びにその変更
- (3) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (7) 資産の管理の方法
- (8) 社員総会で議決をする必要があると理事会が決議した重要事項
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から21日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、必要に応じて Web 会議システム、電話会議等の電磁的手段を用いて開催することができる（以下、「リモート開催」という）。リモート開催における出席者の音声や映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に充分な議論を行うことができるという環境を確保するものとする。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び決算
- (2) 事業計画及び予算並びにその変更
- (3) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (7) 資産の管理の方法
- (8) 社員総会で議決をする必要があると理事会が決議した重要事項
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から21日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれに当たる。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) /目的
- (2) /名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 53 条 この法人が解散（合併及び破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散社員総会において議決した者に譲渡するものとする。

（合併）

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 10 章 雜則

（細則）

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 荒川朋美

理事 吉間哲生

理事 南部尊之

監事 濑川崇幸

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2026年3月31日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から2025年3月31日までとする。

- 6 この法人の入会金及び会費は、第8条の規定により、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 入会金 10,000円
年会費 5,000円

(2) 賛助会員 入会金 1,000円
年会費 3,000円（一口以上）

但し、設立年度の年会費については、次に掲げる額とする。

正会員 年会費 1,000円

賛助会員 年会費 1,000円（一口以上）

様式例

役員名簿

特定非営利活動法人 サクラキッズ

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	荒川 朋美		無
理事	吉間 哲生		無
理事	南部 尊之		無
監事	瀬川 崇幸		無

(備考)

- 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。
- 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、住民票等によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

様式例（法第10条第1項第5号関係）

設立趣旨書

2024年 10月 24日

特定非営利活動法人 サクラキッズ
設立代表者 住所又は居所
氏名 荒川 朋美

1 趣旨

設立の背景

私たちは発達障害の子を育てている親です。発達障害の子を持つ親の負担は、ほとんどの場合、母親が一手に引き受けています。現在、様々な支援制度が整備されていますが、多くの場合、支援組織と親が1対1で対話する形式であり、本音の相談や具体的な提案が十分に行われていないと感じています。

母親が直面する精神的、肉体的な負担は非常に大きく、それを軽減するためには、同じ立場にいる母親同士がつながり、共感し合える場所が必要です。そこで、母親同士が互いに支え合えるコミュニティを作り、そのつながりを通じて、子どもたちが持つ可能性を最大限に引き出せるような適切な環境を整えたいと考え、このNPO法人を設立することを決意しました。

問題の認識

発達障害を持つ子どもの親の中には、自分の子どもが発達障害であることを周囲に知られたくないと考える親が多くいます。これは、偏見や誤解を恐れる気持ちや、子どもの将来を心配する思いから来ています。しかしながら、発達障害の子どもを育てる日々の不安や悩みは非常に大きく、孤立感を抱えている親も少なくありません。その中で、本音を打ち明けられる相手がいないことが負担を増しています。

さらに、療育や教育について話をする場が非常に限られている現状があります。同じ悩みを抱える親同士が気軽に集まり、情報交換や支え合いができる場は極めて少なく、結果として親たちは自分一人で問題を抱え込んでしまうことが多いのです。

また、支援組織に相談しても、提供されるのは多くの場合、複数の選択肢に過ぎません。親たちは、具体的な解決策や実際に何をすればよいのかを求めているにもかかわらず、具体的なアドバイスが不足しているため、選択肢が増えることで逆に迷いや不安が深まり、問題が解決されないままの状態が続いてしまいます。これは、私たち自身が経験したことであり、多くの親たちも同じように苦悩を抱えています。このような現状を踏まえ、発達障害の子どもを育てる親たちが安心して相談できる場所や、具体的な支援策を得られる場の提供が不可欠であると考えています。

設立の目的

この NPO 法人は、発達障害を持つ子どもたちとその家族が安心して暮らせる社会を実現することを使命としています。私たちは、発達障害の子どもたちが自分の可能性を最大限に發揮できる未来を支援することを目指し、通所型支援施設を運営します。この施設を拠点に、子どもたちの成長を促すための専門的な療育プログラムを提供し、彼らの個々のニーズに応じた支援を行います。

また、親たちが孤立することなく、安心して相談できるコミュニティを形成し、親同士のネットワークを構築することで、精神的負担の軽減を図ります。このネットワークを通じて、情報交換や支え合いができる場を提供し、子どもたちがより良い環境で成長できるようサポートしていきます。

さらに、地域社会全体で発達障害に対する理解を深め、子どもたちを支える環境を構築するために、広報活動や啓発活動にも力を入れていきます。これにより、発達障害の子どもたちがその可能性を花開かせ、豊かな未来を築いていける社会の実現を目指します。

具体的な活動内容

・通所型支援施設の運営

発達障害を持つ子どもたちが安心して過ごせる場を提供し、彼らの成長と発達を促すための専門的な療育プログラムを実施します。この施設では、一人ひとりの子どもの特性やニーズに応じたサポートを行い、その可能性を最大限に引き出すための環境づくりを進めます。

・母親たちが集まるクローズドな空間の提供

母親たちが気兼ねなく集まり、日々の悩みや喜びを共有できるクローズドな空間を提供します。この場所は、発達障害の子どもを育てる中で生じる精神的な負担を軽減し、母親同士が支え合い、共感し合えるコミュニティの形成を目指します。

・テーマ別座談会の開催

発達障害の子どもを育てる上で直面する具体的な課題をテーマにした座談会を定期的に開催します。たとえば、「幼稚園や小学校の選び方」、「夏休みの過ごし方」、「発達障害の子どもと一緒に楽しめるお出かけスポット」など、親たちが直面する実際の問題に対する情報提供や解決策の共有を行います。これにより、親たちが安心して子育てに向き合えるよう、実践的な支援を提供します。

当法人が関わりを持ちたいと考えている人々

この NPO 法人の主なターゲット層は、発達障害を持つすべての親です。私たちは、発達障害のある子どもを育てる家庭に対し、専門的な支援と共感の場を提供し、親たちが抱える精神的および実務的な負担を軽減することを目指します。

また、当法人の活動においては、水戸市のこども発達支援センター（すくすく・みど）や特別支援学校との緊密な連携を行い、高度な専門的助言を受けながら情報交換や要望の取り組みを進めます。この連携により、より質の高い支援を実現し、地域全体での協力と理解を深めていきます。

加えて、地域社会全体に対する発達障害の理解促進を図るために、近隣の企業やコミュニティに対して積極的にアプローチし、啓発活動や協力を呼びかけます。これにより、発達障害に対する偏見を減少させ、発達障害の子どもたちがより良い環境で成長できる社会の構築を目指します。

期待される成果

この NPO 法人の活動を通じて、以下のような成果と社会貢献が期待されます。

・発達障害を持つ子どもたちの成長と発展の促進

通所型支援施設における専門的な療育プログラムの提供により、発達障害を持つ子どもたちが自分の特性に応じた支援を受け、学びや成長の機会を得ることができます。これにより、子どもたちの可能性が最大限に引き出され、より豊かな未来を築くための土台が整います。

・母親たちの精神的支援とネットワークの構築

母親たちが気軽に集まり、悩みや経験を共有できるクローズドな空間を提供することで、精神的な負担が軽減され、共感や支え合いのコミュニティが形成されます。これにより、親たちの孤立感が解消され、より健全な子育て環境が整います。

・地域社会の理解と協力の促進

啓発活動や近隣企業との連携を通じて、発達障害に対する地域社会の理解が深まります。偏見や誤解が減少し、発達障害の子どもたちが受け入れられる社会の実現に貢献します。地域全体での協力が得られることで、より支え合う社会の形成が進みます。

・具体的な情報とサポートの提供

定期的に開催するテーマ別座談会により、親たちが直面する具体的な課題に対する実践的な情報や解決策が提供されます。これにより、親たちが自信を持って子育てに取り組むことができ、子どもたちの生活の質が向上します。

今後の展望

この NPO 法人が設立された後、私たちはさらなる展望を持って活動を展開していきます。その中でも特に注力したいのは、「グレーゾーン」の子どもたちへの支援です。

これらの子どもたちは、本来であれば継続的な支援が必要ですが、現行の行政施策では対応が不十分で、支援が見過ごさがちです。そのため、支援を受けるかどうかで可能性が大きく変わるこれらの子どもたちに対して、私たちは積極的に支援を行いたいと考えています。

具体的には、グレーゾーンの子どもたちに対する情報提供や相談支援、必要な療育や教育プログラムの提供を行い、個々の状況に応じた支援を検討します。また、行政や地域社会と連携し、グレーゾーンに該当する子どもたちの支援策を拡充するための提案を行い、より多くの子どもたちが適切な支援を受けられるよう努めます。

これにより、発達障害を持つすべての子どもたちが、その可能性を最大限に引き出し、充実した未来を築くための環境を整えることができると言えています。

様式例

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から 2025年 3月 31日まで

特定非営利活動法人 サクラキッズ

1 事業実施の方針

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 (単位:千円)
(1)親及び家族のための安心する居場所と交流の場の提供事業	・テーマを決めない座談会を開き、自由に話をし、お互いに信頼関係を築いてもらう。	(A)月1回開催 (B)NPO法人内ブルーム (C)1人	(D)発達障害の子を育てる母親 (E)10人程度	4
(1)親及び家族のための安心する居場所と交流の場の提供事業	・療育支援センターや支援学校、水戸市役所の専門家の元を訪ね、関係構築と協力を依頼する。 ・本年度は来年度からの情報発信を行うための準備をする	・本事業年度は、実施予定なし。		

(2) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	放課後等デイサービス	(A)2月より通期 (B)水戸市南町 (C)5人	(D)受給者証 保持者 (E)10人	3880
(3) 学習支援事業	・放課後等デイサービス利用者にヒヤリングを行い、提携する個別指導塾が提供するサービスの内容を決定し、来年度より行う。	・本事業年度は、実施予定なし。		
(4) 地域と連携して社会全体で子どもを支える基盤を築く事業	・子ども支援に関わる専門家たちとネットワークを作り、情報共有や連携体制を整える。 ・地元商店街振興組合に加盟し、街作り活動に参加して地域連携の基盤を作る。	・本事業年度は、実施予定なし。		
(5) グレーゾーンの子どもを救済する事業	・公的機関、主に水戸市とグレーゾーンの子どもの救済について意見交換と連携を確認する。 ・近隣の小中学校を訪問し、当NPO法人の存在と活動内容を伝え、連携体制を整える。	・本事業年度は、実施予定なし。		

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

様式例（翌事業年度）

2025年度の事業計画書

2025年 4月 1日から 2026年 3月 31日まで

特定非営利活動法人 サクラキッズ

1 事業実施の方針

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 (単位:千円)
(1)親及び家族のための安心する居場所と交流の場の提供事業	・テーマを決める座談会を開き、自由に話をし、お互いに信頼関係を築いてもらう ・グレーゾーンの子どもたちを持つ家族の参加を促す	(A)毎月1回開催 (B)NPO法人内プレイルーム (C)2人	(D)発達障害の子を育てる母親 (E)10人程度	24
(2)児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	放課後等デイサービス	(A)通期 (B)水戸市南町 (C)5人	(D)受給者証保持者 (E)10人	17226

(3) 学習支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援申込者に対し、提携する個別指導塾が学習計画表を作成し、希望する教科で指導を行う。 ・学習支援申込者に対し、宿題を中心とした自学習の補助を、専任の講師を付けて行う。 	(A)通期 (B)水戸市南町 (C)3人	(D)学習支援申込者 (E)6人	785
(4) 地域と連携して社会全体で子どもを支える基盤を築く事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地元商店街の活動に参加（花植2回、イベント2回、黄門まつり） 	(A)通期 (B)水戸市南町 (C)4人	(D)放課後等デイサービス利用者、グレーゾーン事業参加者 (E)15人	15
(5) グレーゾーンの子どもを救済する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に市立小学校に訪問をし、グレーゾーンの子どもたちについてのヒヤリングを行う。 ・提携する学習塾において無料体験学習を行い、習学のサポートを行う 	(A)通期 (B)水戸市南町 (C)4人	(D)受給者証を持たないグレーゾーン子ども (E)年40人程度、延べ80回	150

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、翌事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

様式例・記載例（法第10条第1項第8号「設立当初の事業年度の活動予算書」）

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日から2025年3月31日まで特定非営利活動法人サクラキッズ
(単位：円)

科目	金額
I 経常収益	
1 受取会費	10,000
正会員受取会費	
賛助会員受取会費	
2 受取寄附金	
受取寄附金	
3 受取助成金等	
受取民間助成金	
4 事業収益	
通所型支援施設事業収益	
5 その他収益	
受取利息	
雑収益	
経常収益計	10,000
II 経常費用	
1 事業費	
(1) 人件費	2,360,000
給料手当	
法定福利費	
退職給付費用	
福利厚生費	
人件費計	2,360,000
(2) その他経費	
通信運搬費	20,000
広告宣伝費	300,000
消耗品費	30,000
備品費	800,000
水道光熱費	50,000
地代家賃	300,000
保険料	20,000
その他経費計	1,520,000
事業費計	1,520,000
2 管理費	
(1) 人件費	0
役員報酬	0
給料手当	0
法定福利費	0
退職給付費用	0
福利厚生費	0
人件費計	0
(2) その他経費	
会議費	0
旅費交通費	0
減価償却費	0
イベント費	4,000
その他経費計	4,000
管理費計	4,000
経常費用計	3,884,000
当期経常増減額	-3,874,000
III 経常外収益	
1 固定資産売却益	
経常外収益計	
IV 経常外費用	
1 過年度損益修正損	
経常外費用計	
当期正味財産増減額	-3,874,000
設立時正味財産額	0
次期繰越正味財産額	-3,874,000

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい（表示例はP61の様式例を参照）。

様式例・記載例（法第10条第1項第8号「翌事業年度の活動予算書」）

2025年度 活動予算書
2025年4月1日から2026年3月31日まで

特定非営利活動法人サクラキッズ
(単位：円)

科目	金額
I 経常収益	
1 受取会費	
正会員受取会費	50,000
賛助会員受取会費	
.....	
2 受取寄附金	
受取寄附金	
.....	
3 受取助成金等	
受取民間助成金	
.....	
4 事業収益	
通所型支援施設事業収益	22,000,000
.....	
5 その他収益	
受取利息	
雑収益	
経常収益計	22,050,000
II 経常費用	
1 事業費	
(1) 人件費	
給料手当	12,920,000
法定福利費	1,700,000
退職給付費用	
福利厚生費	
人件費計	14,620,000
(2) その他経費	
広告宣伝費	100,000
通信運搬費	120,000
事務用品費	100,000
消耗品費	60,000
備品費	100,000
水道光熱費	300,000
地代家賃	1,800,000
保険料	240,000
車両費	360,000
雑費	400,000
事業費計	3,580,000
2 管理費	
(1) 人件費	
役員報酬	
給料手当	
法定福利費	
退職給付費用	
福利厚生費	
.....	
人件費計	0
(2) その他経費	
会議費	
旅費交通費	
減価償却費	
支払利息	
.....	
その他経費計	0
管理費計	0
経常費用計	18,200,000
当期経常増減額	3,850,000
III 経常外収益	
1 固定資産売却益	
.....	
経常外収益計	
IV 経常外費用	
1 過年度損益修正損	
.....	
経常外費用計	
当期正味財産増減額	3,850,000
前期繰越正味財産額	-3,874,000
次期繰越正味財産額	-24,000